

青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

本市のいじめ防止対策審議会の委員の報酬額については、これまで当該審議会の委員を推薦していただく団体から、業務内容と比較し額が低いといった御意見をいただいていたところである。

このような中、国においては、いじめ防止対策推進法の施行から 10 年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、重大事態発生時の初動対応や調査の精度を上げるため、令和 6 年 8 月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂したところである。

このことにより、今後、さらに本市においても全国と同様に重大事態の発生件数の増加が見込まれること、また、調査等に係る業務の増加が見込まれることから、教育委員会では、重大事態の調査の進め方について再確認を行い、他都市の当該審議会の実施状況等について調査を行ったところである。

その中で、本市の現行の報酬額が他都市と比較し低く見直しが必要であることから、他都市と同等の額へ改正しようとするものである。

2 改正内容

いじめ防止対策審議会の委員及びいじめ調査委員会の委員の報酬額を増額するもの。

＜青森市特別職の職員の給与に関する条例の新旧対照表＞

改正後		改正前	
別表一・別表二 （略）		別表一・別表二 （略）	
別表三（第八条関係）		別表三（第八条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
（略）		（略）	
いじめ防止対策 審議会委員	日額 八、七〇〇円（青森市いじめ防止対策審議会条例（平成二十七年青森市条例第三号）第三条第一項第二号に掲げる事項を行った場合にあっては、日額二〇、〇〇〇円）	いじめ防止対策 審議会委員	日額 八、七〇〇円
（略）		（略）	
いじめ調査委員 会委員	日額 二〇、〇〇〇円	いじめ調査委員 会委員	日額 八、七〇〇円
（略）		（略）	

3 積算の根拠

改正後の報酬額については、北海道・東北の自治体の多くが平成 30 年 9 月 20 日付けで日本弁護士連合会が発出した「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」の 30 分当たり 5,000 円を参考としている。このことから、本市においても、当該ガイドラインに基づき、30 分当たり 5,000 円とし、調査審議等の活動時間を平均 2 時間として算定したもの。

4 施行期日等

- ① 公布の日から施行する。
- ② 改正後の青森市特別職の職員の給与に関する条例別表三「いじめ防止対策審議会委員」の規定は、条例の施行日以後に重大事態に係る調査等を開始した事案に係る委員の報酬について適用し、施行日前に重大事態に係る調査等を開始した事案に係る委員の報酬については、なお従前の例による。
- ③ 改正後の条例別表三「いじめ調査委員会委員」の規定は、条例の施行日以後に支給事由が生じた当該委員の報酬について適用し、施行日前に支給事由が生じた委員の報酬については、なお従前の例による。